

津市市街地再開発事業等補助金交付要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日訓第 1 7 7 号

改正 平成 2 6 年 7 月 3 1 日訓第 6 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内における市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業（以下「市街地再開発事業等」という。）の適切な施行を促進することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号。以下「法」という。）第 1 2 2 条第 1 項及び津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市街地再開発事業」とは、法第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業（法第 4 章の規定により行われる第二種市街地再開発事業を除く。）をいう。

2 この要綱において「優良建築物等整備事業」とは、優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年 6 月 2 3 日建設省住街発第 6 3 号建設省住宅局長通知）第 2 第 1 号に規定する優良建築物等整備事業をいう。

3 この要綱において「施行者」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法第 7 条の 9 第 1 項の認可を受けた個人施行者（都市再開発法施行令（昭和 4 4 年政令第 2 3 2 号）第 4 7 条の 2 に規定する個人施行者を除く。）及び法第 1 1 条第 1 項の認可を受けて成立した市街地再開発組合並びに施行地区（法第 2 条第 3 号に規定する施行地区をいう。）となるべき区域内の宅地（法第 2 条第 5 号に規定する宅地をいう。）について所有権又は借地権（法第 2 条第 1 1 号に規定する借地権をいう。）を有する者の 3 分の 2 以上の者が参加している組織（以下「市街地再開発事業準備組織」という。）をいう。

(2) 優良建築物等整備事業制度要綱第 2 第 2 号に規定する施行者のうち独立行政法人都市再生機構及び地方公共団体以外の者をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「市街地再開発事業等補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第4条 補助金は、本市の区域内において市街地再開発事業等を行う施行者に対して、次に掲げる費用（市街地再開発事業準備組織にあつては、第1号イに掲げる費用に限り、市街地再開発事業にあつては同号アに掲げる費用を、優良建築物等整備事業にあつては第1号オ及び第2号ウに掲げる費用を除く。）をその対象として、これを交付するものとする。

(1) 調査設計計画事業に係る費用

- ア 基本構想作成に要する費用
- イ 事業計画の作成に要する費用
- ウ 地盤調査に要する費用
- エ 建築設計に要する費用
- オ 権利変換計画の作成に要する費用

(2) 土地整備事業に係る費用

- ア 建築物の除却に要する費用
- イ 整地に要する費用
- ウ 仮設店舗等の設置に要する費用
- エ 土地整備に伴う損失補償に要する費用

(3) 共同施設整備事業に係る費用

- ア 空地等の整備に要する費用
- イ 供給処理施設の整備に要する費用
- ウ その他の施設の整備に要する費用

(4) 附帯事務に係る費用

前各号に規定する事業に附帯する事務に要する費用

（補助金の額）

第5条 補助金は、市街地再開発事業等の規模等を勘案し、国の定める市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和49年6月5日建設省都再発第77号建設省都市局長通知）又は市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号建設省住宅局長通知）による国庫補助の対象となる前条各号に掲げる費用について、同要綱又は同要領に基づいて算出した額に3分の2（非常災害により本市の区域内に存する建築物が滅失した場合において、市街地再開発事業等（国土交通大臣の指定を受けたものに

限る。)を行う施行者が当該非常災害の発生した日から1年以内に当該市街地再開発事業等に係る補助金の交付申請をしたときにあっては、5分の4)を乗じて得た額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、第4条第1号から第3号までに規定する事業に着手する日前15日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 市街地再開発事業の場合は、法第7条の9第1項又は第11条第1項の認可を受けたことを証する書類（市街地再開発事業準備組織にあっては、その組織が存在することを証する書類）
- (2) 年度別の事業計画の内訳書
- (3) 交付を受けようとする補助金の額の算出方法
- (4) 交付を受けようとする補助金の額の算出に係る明細書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、当該交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則第5条第1項の規定により条件を付すものとする。

(計画の変更等)

第9条 規則第5条第2項の規定による事業計画変更承認申請書(規則第2号様式)の提出に当たっては、第7条各号に掲げる書類のうち、規則第5条第1項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとする事項に係る書類を添付しなければならない。

- 2 市長は、規則第5条第2項の規定による事業計画変更承認申請書の提出があった場合において、その承認又は不承認の決定をしたときは、速やかにその旨を事業計画変更承認（不承認）決定通知書（第1号様式）により当該提出をした者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の市長の定める期日とは、5月25日、9月5日及び12月5日とする。

- 2 規則第10条の規定による報告は、市街地再開発事業等遂行状況報告書（第2号様式）によりこれを行わなければならない。

（実績の報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市街地再開発事業等の成果を証する書類
- (2) 補助金の精算に係る調書
- (3) 補助金の受入にに係る調書
- (4) 残存物件に係る調書
- (5) 市街地再開発事業等の実施状況を示す書類
- (6) 報告に係る市街地再開発事業等が完了したことを証する写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市市街地再開発事業等補助金交付要綱（平成5年津市訓令第24号）又は久居市市街地再開発事業補助金交付要綱（平成元年久居市訓令第10号）の例による。

附 則（平成26年7月31日訓第62号）

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

事業計画変更 承認
 不承認 決定通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった 年度市街地再開発事業
等に係る計画変更承認申請について、次のとおり決定したので、津市市街地再
開発事業等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 決定の区分 承認・不承認
- 2 補助金の交付の対象となる事業の名称
- 3 承認の内容
- 4 不承認の理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から
起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津
市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 2 号様式（第 1 0 条関係）

市街地再開発事業等遂行状況報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
申請者 氏 名 ⑩
（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

年 月 日付け津市指令（記号番号）で交付決定を受けた 年
度市街地再開発事業等の遂行状況について、次のとおり報告します。

		遂行状況	遂行割合
基本構想 の作成	未着手		%
	作成中		%
	完了		%
事業計画 の作成	未着手		%
	作成中		%
	完了		%
地盤調査	未着手	箇所	%
	作成中	箇所	%
	完了	箇所	%
建築設計	未着手		%
	作成中		%

		完 了		%
権利変換 計画の作成		未着手		%
		作成中		%
		完 了		%
建築物の 除去		未着手	戸	%
		工事中	戸	%
		完 了	戸	%
仮設店舗等の設置	建設	未着手	戸	%
		工事中	戸	%
		完 了	戸	%
	移転	未着手	戸	%
		工事中	戸	%
		完 了	戸	%
	補修	未着手	戸	%
		工事中	戸	%
		完 了	戸	%
損失補償		未着手	件	%
		交渉中	件	%
		完 了	件	%
共同施設 整備		未着手		%
		工事中		%
		完 了		%
施設建築物建設		未着手		%
		工事中		%
		完 了		%

備考 優良建築物等整備事業にあつては、権利変換計画の作成及び仮設店舗等の設置の欄は、記入を要しません。